

稲武地域まちづくり推進協議会 会則

(趣旨)

第1条 本会は、稲武地域のまちづくりを推進する関係団体が集まり協議をすることで、地域住民が未来の稲武地域の活性化を実現することを趣旨とする。

(名称)

第2条 本会は、稲武地域まちづくり推進協議会（以下、「協議会」という。）という。

(協議内容)

第3条 協議会は、第1条の趣旨を達成するため、次の協議を行う。

- (1) 稲武まちづくり構想（ビジョン）に関すること。
- (2) 稲武地域全体を盛り上げるためのイベント等の調整・内容に関すること。
- (3) その他、第1条の趣旨を達成するために必要な事業の企画に関すること。

(構成)

第4条 協議会は、別表に掲げる団体をもって構成する。なお、協議会の委員は、各団体で選任するものとする。

- 2 協議会が必要と認めた場合は、新規団体を追加できるものとする。

(役員等)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- 2 会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 副会長は、会長が指名する。

(役員の職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代理する。

(ワーキング部会)

第7条 協議会に、個別事項の検討・事業実施等のため、必要に応じワーキング部会を置くことができる。

(任期)

第8条 協議会の役員及び委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し議長を務める。

2 協議会は、過半数の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は豊田市稲武支所に置く。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成27年 6月26日から施行する。

平成28年 4月 1日改正

平成29年 4月 1日改正

平成30年 4月 1日改正

平成31年 4月 1日改正

令和 2年 4月 1日改正

令和 3年 4月 1日改正

令和 4年 4月 1日改正

令和 6年 4月 1日改正

別表（第4条関係）

稲武地域まちづくり推進協議会構成団体

団体	ねらい
いなぶ観光協会	観光分野での取組展開
稲武地区区長会	地域全般の調整
稲武商工会	商工分野での取組展開
稲武まちづくり協議会	まちづくり全般の推進
稲武地域会議	地域づくり全般の推進
豊田市社会福祉協議会 稲武支所	福祉分野での取組展開
（一財）古橋会	歴史・公益活動等での取組展開
㈱どんぐりの里いなぶ	道の駅の運営
OPEN INABU 実行委員会	雇用・定住等での取組展開
ファームいなぶ	農業分野での取組展開
定住促進協議会	定住分野での取組展開
雇用創出検討委員会	雇用分野での取組展開

顧問

豊田市議会議員	地元選出議員
---------	--------